

## 決済サービス利用規約 2017年11月1日制定

### 第1条 (本規約の適用)

1 本決済サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)は、モバイル決済サービスに関する加盟店と当社との間の契約(以下「本契約」といいます。)について適用されるものとします。

2 加盟店が当社所定の書面により本契約の締結を申込み、当社及びモバイル決済サービス事業者がこれを承認したことをもって、本契約が成立するものとします。

### 第2条 (定義)

本規約におけるそれぞれの用語の意味は以下のとおりとします。

① 「モバイル決済サービス」とは、モバイル決済サービス事業者が提供するモバイル端末を使用した決済サービス(ただし、当社及びモバイル決済サービス事業者が加盟を承認した決済サービスに限ります。)をいいます。

② 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社所定の方法により、モバイル決済サービスの利用申込みを行い、当社及びモバイル決済サービス事業者が承認した個人及び法人をいいます。

③ 「当社」とは、株式会社ダナルジャパンをいいます。

④ 「モバイル決済サービス事業者」とは、モバイル決済サービスを提供する事業者(関連会社を含みます。)をいいます。

⑤ 「登録ユーザー」とは、モバイル決済サービスの利用登録をしているユーザーをいいます。

### 第3条 (加盟店の義務)

1 加盟店は、モバイル決済サービスを取扱う店舗または施設(以下「モバイル決済サービス取扱店舗」といいます。)を指定し、予め当社に対し、当社所定の書面をもって届け出、当社及びモバイル決済サービス事業者の承認を得るものとします。なお、モバイル決済サービス取扱店舗の追加、変更または取消についても同様とします。

2 加盟店は、端末機の使用及び保管に関し、本規約、端末機に関する規程(端末機操作マニュアルを含みます。)、当社の指示等に従うものとします。

3 加盟店は、端末機及び取扱店内外の顧客の見やすいところに、当社が別途指定するモバイル決済サービスが利用可能であることを示す標識を掲示するものとします。

4 加盟店は、当社またはモバイル決済サービス事業者から、モバイル決済サービスの取扱いに関する資料(登録ユーザーに対して販売した商品またはサービスに関するデータ及び領収書等の資料(以下「売買関連資料」といいます。))を含みますが、これらに限りません。)の提出請求があった場合、速やかにかかる資料を提出するものとします。加盟店は、売買関連資料を取引日から少なくとも5年間、保管するものとします。

5 加盟店は、当社またはモバイル決済サービス事業者がモバイル決済サービス利用促進のために、加盟店の個別の承諾なく印刷物、ホームページ等に加盟店の名称及び所在地等を記載することを予め異議なく承諾するものとします。

6 加盟店は、本規約に基づいて行う業務を当社の承諾なく、第三者に委

託することができないものとします。

7 加盟店が当社から加盟店が保有する端末機に決済用アプリケーションのインストールを受けたときは、加盟店は、当社に対して、当社所定の初期登録手数料を加盟店申込承認後、速やかに支払うものとします。また、アプリ利用料(年間利用料)を当社指定の時期に支払うものとします。

8 加盟店は、以下の各号に該当するまたは該当するおそれがある商品またはサービスを取り扱ってはなりません。なお、当社が以下の各号に該当すると判断した場合には、加盟店は直ちにかかる商品の販売またはサービスの提供を中止するものとします。

① 公序良俗に反すると判断されるもの。

② 販売またはサービスの提供が法令の定め違反するもの。

③ 第三者の知的財産権その他の権利を侵害するもの。

④ 現金、商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高いもの。

### 第4条 (モバイル決済サービス取引契約)

1 加盟店は、登録ユーザーが売買取引またはサービス提供取引に基づいて加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を登録ユーザーとモバイル決済サービス事業者との契約または取り決め(預貯金口座からの預貯金の引落し及び通信キャリアによる決済を含みますが、これらに限りません。)によって支払う旨の契約の申込みをモバイル決済サービス事業者により定められた方法(モバイル決済サービスに関するQRコード等の提示を含みますが、これに限りません。以下同様とします。)により行った場合、特段の事情がない限り、当該顧客とかかる内容の契約(以下「モバイル決済サービス取引契約」という。)を締結するものとします。

2 モバイル決済サービス取引契約は、登録ユーザーがモバイル決済サービス事業者により定められた方法により申込みを行い、かかる申し込みが承認されたことが端末機に表示されたときに成立するものとします。

### 第5条 (モバイル決済サービス取扱方法)

1 加盟店は、登録ユーザーがモバイル決済サービス取引契約の申し出を行った場合、端末機に表示された売買取引債務の金額を登録ユーザーに確認させた上で、登録ユーザーにモバイル決済サービス事業者により定められた方法により、申込みをさせるものとします。

2 加盟店は、端末機が登録ユーザーの暗証番号の入力を求めた場合は、登録ユーザー本人に暗証番号を入力させるものとします。この場合、加盟店の従業員または第三者からかかる暗証番号を見られることがないように注意するものとします。

3 加盟店は、モバイル決済サービス取引契約の申込みが承認されたことが端末機に表示されたときは、モバイル決済サービス取引契約が成立したものと取り扱うものとします。

4 加盟店は、理由の如何を問わず、以下の各事項に該当する場合、モバイル決済サービスの取り扱いを行わないものとします。

① 端末機が使用できない場合

② 口座引落システムに障害が発生した場合

③ 通信エラーとなる場合

④ モバイル決済サービス事業者により定められた方法を取ることができない場合

5 加盟店は、顧客がモバイル決済サービス取引契約の申し出を行った場合であっても、他人名義のモバイル決済サービスアカウントを利用していると疑われた場合または不正な方法により申込みをしていると疑われた場合、モバイル決済サービス取引契約の締結を拒否し、当社に通知するものとします。

### 第6条 (取扱金額)

1 加盟店は、1回あたりのモバイル決済サービス取引契約による支払いの最高または最低限度額を定めることを希望する場合、当社と協議のうえ、当社の承諾を得なければなりません。

2 登録ユーザーのモバイル決済サービス取引契約による支払可能額(現金自動支払機等による1日あたりの預貯金払戻可能額と累計される場合は累計額)が、モバイル決済サービス事業者または登録ユーザーの預貯金口座のある金融機関の定める金額を超えるときは、モバイル決済サービス取引契約は締結されないものとします。

### 第7条 (差別的取扱いの禁止)

加盟店は、モバイル決済サービス事業者により定められた方法を取った登録ユーザーに対し、正当な理由なく、以下の行為をしてはなりません。

① モバイル決済サービス による支払いを拒否し、現金払いまたはクレジットカード等その他の決済手段の使用を要求すること。

② 手数料等の名目如何を問わず、現金払いの顧客と異なる代金を請求したり、制限を設けたりする等登録ユーザーに不利となる差別的取扱いを行うこと。

### 第8条 (モバイル決済サービス取引契約の解除または取消)

1 加盟店は、モバイル決済サービス取引契約が解除(合意解除を含みます。))又は取消し等により当社が定める期間内に適法に解消された場合(売買取引等の解消によるモバイル決済サービス取引契約の解消を含みます。)、端末機により売買取引債務に関する返金手続を行うものとし、登録ユーザーに対して、直接現金等を支払うことによる返金をしてはならないものとします。

2 第9条第2項に基づく当社から加盟店への支払いが行われた後に前項に基づく返金処理が行われた場合、加盟店は、当社に対し、当該返金処理された金額に相当する金員を返金する義務を負うものとします。

3 返金が行われる場合であっても、解除または取消されたモバイル決済サービス取引契約に関する第10条に定める手数料は返還されないものとします。

4 第1項に定める場合を除き、加盟店が登録ユーザーに返金をした場合、当社は加盟店に対し、いかなる金員も返金する義務を負わないものとします。

### 第9条 (債権譲渡及び決済)

1 加盟店は、登録ユーザーがモバイル決済サービス取引契約を申し出、モバイル決済サービス取引契約の申込みが承認されたことが端末機に表示された時点をもって、直ちに登録ユーザーに対する売買取引ま

たはサービス提供取引に基づく債権(以下「売買取引債権」といいます。))を、当社に対し、指名債権譲渡の方式によって譲渡し、当社はこれを譲り受けるものとします。

2 当社は、加盟店に対し、①毎月1日から末日までの間に行われた前項に基づく売買取引債権の譲渡に関する代金を、翌末日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、もしくは②毎月1日から15日までの間に行われた前項に基づく売買取引債権の譲渡に関する代金を、毎月末日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、毎月16日から末日までの間に行われた前項に基づく売買取引債権の譲渡に関する代金を、翌月15日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にく売買取引債権の額面額から第10条に定める手数料及び第8条第2項に基づく返金額その他加盟店が当社またはモバイル決済サービス事業者に対して負っている債務額を控除した金額(以下「決済金」という。))を加盟店指定の金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。ただし、決済金の振込手数料は加盟店が負担するものとします。

3 理由の如何を問わず、当社がモバイル決済サービス事業者から、モバイル決済サービス事業者が登録ユーザーからモバイル決済サービス取引契約に関して受領した金員の送金を受けていない場合、前項の定めにかかわらず、当社は加盟店に対し、かかる金員の送金を受けるまで決済金の支払い義務を負わないものとします。

4 顧客が他人名義のモバイル決済サービスアカウントを利用したことまたは不正な方法により申込みをしたこと等の不正利用について、加盟店に故意または重過失が認められる場合、加盟店は、当社が当該利用に関する売買取引債権の代金を支払わないことがあることを異議なく承諾するものとします。

### 第10条 (手数料)

加盟店は、第9条第1項に基づき当社に譲渡された売買取引債権について、予め当社が指定した利率により計算した手数料(モバイル決済サービス事業者に対する手数料を含みます。)を当社に支払うものとします。

### 第11条 (譲渡)

1 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡してはならないものとします。

2 加盟店は、本規約に基づく一切の債権を第三者に譲渡または担保提供することはできないものとします。

3 当社は、本契約上の全ての地位及び権利義務を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店は予めこれを承諾するものとします。

### 第12条 (業務委託)

1 加盟店は、当社の事前の書面による承諾なく、本規約に基づく業務を第三者に委託してはならないものとします。なお、加盟店が当社の承諾を得て第三者に委託する場合であっても、加盟店は本規約に基づく義務を免れるものではありません。

2 当社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を加盟店の承諾を得ることなく、第三者に委託することができるものとします。

### 第13条 (禁止事項)

1 加盟店は、本規約に基づき利用または使用できるものとされている当社またはモバイル決済サービス事業者が権利を有する一切の物品、名

	称、商標、ノウハウ、情報、データ等を本規約で定める用途以外の目的のために利用または使用してはならないものとします。	2	前項の定めにかかわらず、当社は、モバイル決済サービスの終了もしくは停止、当社とモバイル決済サービス事業者との間のモバイル決済サービスに関する契約の終了またはその他本契約を継続することが困難な事由が発生した場合、加盟店に対して、書面により通知することにより、直ちに本契約を解約できるものとします。この場合、加盟店は当社またはモバイル決済サービス事業者に対し、損害賠償、損失補てんその他一切の請求をすることはできないものとします。				(エ) 当社が収集した加盟店等のモバイル決済サービス利用履歴
2	加盟店は、当社またはモバイル決済サービス事業者から提供されているアプリケーションその他のプログラム及びシステムを複製、翻案、改ざん、リバースエンジニアリング等の行為をしてはなりません。			3	第1項の届出がないために、モバイル決済サービスの利用ができなかった場合、当社及びモバイル決済サービス事業者は、加盟店に対して何らの責任も負いません。		(オ) 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
3	加盟店は、マネーロンダリング等の違法行為を自らまたは第三者をして行ってはなりません。						(カ) 当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿または住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
第14条	(登録ユーザーとの紛争)			第21条	(反社会的勢力の排除)		(キ) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
1	加盟店は、登録ユーザーとの間でモバイル決済サービス取引契約により加盟店が販売した商品またはサービスの瑕疵その他のトラブルにより紛争が生じた場合、加盟店の費用と責任において誠実に処理するものとします。	3	加盟店が以下の各号に該当する場合、当社は加盟店に対して催告することなく、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は当社またはモバイル決済サービス事業者に対し、当社またはモバイル決済サービス事業者が被った損害を賠償する責任を負うものとします。	1	加盟店は、当社及びモバイル決済サービス事業者に対し、以下の各号の事項を確約するものとします。	②	以下の目的のために、前号(ア)から(エ)の加盟店情報を利用すること。
2	登録ユーザーから、当社またはモバイル決済サービス事業者に対して、加盟店の販売した商品またはサービスに関して苦情の申し出、金員の支払い等の請求を受けた場合、加盟店は自らの費用により、かかる請求に対応するものとします。当社またはモバイル決済サービス事業者が損害を被った場合、加盟店はかかる損害を賠償する義務を負うものとします。	①	当社に届け出た事項に虚偽の事実があったことが判明したとき	①	自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと。		(ア) 当社が本契約に基づいて行う業務
第15条	(秘密保持及び個人情報保護)	②	本規約の定め に違反したとき	②	自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと。		(イ) 宣伝物の送付等当社または他の加盟店等の営業案内
1	加盟店及び当社は、本規約に基づいて知り得た相手方の一切の情報(第10条に定める手数料を含みますが、これに限りません。 )について、相手方の書面による事前の承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならず、本規約の遂行以外の目的に利用してはなりません。	③	営業許可または登録の取り消しその他の行政処分を受けたとき	③	反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。	③	当社が本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報をはかる第三者に提供すること。
2	加盟店は、本規約に基づいて知り得た登録ユーザーに関する一切の情報について、個人情報の保護に関する法律等の法令を遵守し、厳に秘密として保持してはなりません。	④	自ら振出しもしくは裏書した手形、小切手が不渡りになったときまたはその他支払停止となったとき	④	自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。	2	加盟店等は、モバイル決済サービス事業者が行う加盟申込み審査、加盟の承認後の管理等取引上の判断及びモバイル決済サービス事業者がモバイル決済サービスの利用促進に関する業務に利用するために、当社がモバイル決済サービス事業者に対し、前項第①号(ア)から(ウ)記載の加盟店情報を提供することに予め同意します。
3	本条の規定は、本契約終了後もなお有効なものとします。	⑤	差押え、仮差押え、仮処分の申立てまたは滞納処分等を受けたとき		(ア) 登録ユーザー、当社またはモバイル決済サービス事業者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為	第23条	(本規約に定めのない事項)
第16条	(有効期間)	⑥	破産、民事再生または会社更生、特別清算の申立てがあったとき	2	(イ) 偽計または威力を用いて登録ユーザー、当社またはモバイル決済サービス事業者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為		本規約に定めのない事項については、当社またはモバイル決済サービス事業者が別途定める取扱規則に従うものとし、かかる取扱規則がない場合には、加盟店と当社が協議のうえ、誠意をもって定めるものとします。
	本契約の有効期間は、当社及びモバイル決済サービス事業者が加盟店の加盟を承認した日から1年間とします。ただし、加盟店または当社が期間満了の3ヶ月前までに書面により本契約を更新しない旨を通知しない限り、本契約はさらに1年間更新されるものとし、以後同様とします。	⑦	信用状態に重大な変化が生じた当社が認めたとき	①	前項第①号または第②号の確約に反する申告をしたことが判明した場合	第24条	(準拠法及び裁判管轄)
第17条	(モバイル決済サービスの停止)	⑧	合併によらず解散したとき	②	前項第③号の確約に反して本契約をしたことが判明した場合	1	本契約(本規約を含みます。)及び本契約に関連する契約の準拠法は日本法とします。
1	加盟店は、システム障害、通信障害、法令の改正等の事由の発生により、モバイル決済サービスの提供が停止されることがあることを予め承諾します。ただし、この場合、当社及びモバイル決済サービス事業者は、可及的速やかにサービスが再開されるよう努めるものとします。	⑨	加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が認めたとき	③	前項第④号の確約に反した行為をした場合	2	加盟店と当社またはモバイル決済サービス事業者との間で生じた本契約に関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2	前項の場合、加盟店は、当社及びモバイル決済サービス事業者に対し、損害賠償、損失補てんその他一切の請求をすることはできないものとします。	⑩	加盟店届出のモバイル決済サービス取扱店舗が実在しないとき	第22条	(加盟店等の情報の収集及び利用)	第25条	(本規約の改定)
第18条	(解約及び解除)	⑪	モバイル決済サービスを悪用していることが判明したとき	1	加盟店及びその代表者または当社に本契約の申込みをした個人、法人もしくは団体及びその代表者(以下、併せて「加盟店等」といいます。)は、当社が第①号(ア)から(キ)記載の加盟店等の情報について、必要な保護措置を行ったうえで、以下の各号のとおり取扱うことに同意します。		当社は、本規約を自由に改定できるものとし、当社が改定内容を加盟店に通知または公告した後において、加盟店がモバイル決済サービス取扱契約の締結をした場合、加盟店は改定後の本規約を承認したものとします。
1	加盟店または当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に対し通知することにより、本契約を解約できるものとします。	⑫	その他登録ユーザー等からの苦情により、当社が加盟店として不適切と判断したとき	①	当社が加盟店等の加盟申込み審査及び加盟を承認した後の管理等取引上の判断のために、以下の(ア)から(キ)記載の加盟店等の情報(代表者の個人情報を含む。以下「加盟店情報」といいます。)を収集し、利用すること。		
		第19条	(本契約終了後の処理)		(ア) 加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等加盟店等が当社に届け出た事項		
		1	理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、本契約終了日までに行われたモバイル決済サービス取引契約は有効に存続するものとし、加盟店及び当社は、別途合意しない限り、本規約に基づき、モバイル決済サービスの取扱いを行うものとします。		(イ) 加盟申込日、加盟承認日、端末番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社の取引に関する事項		
		2	理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、加盟店は、直ちに加盟店の費用負担において全ての加盟店標識を取り外し、その他当社が加盟店に貸与した物品等と併せて当社に返却するものとします。		(ウ) 加盟店のモバイル決済サービスの取扱い状況		
		3	理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、加盟店は、いかなる形式においても、モバイル決済サービスに関連する商標、名称等を使用してはならないものとします。				
		第20条	(届出事項の変更)				
		1	加盟店は、当社に届け出ている商号、代表者、所在地、連絡先、モバイル決済サービス取扱店舗、振込先金融機関口座及びその他本契約締結の申込時の諸事項に変更が生じた場合、速やかに当社に届け出るものとします。				
		2	前項の届出がないために、当社からの通知、送付書類または支払いが遅延または不可能だった場合、通常到着すべき時に到着したものとみなします。				